平成２１年（フ）第４５号
徳島県三好市池田町トウゲ80番地１
債務者　石川　枝美
１　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第４８５号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原635番地　大城アパート103
債務者　知念　　尚
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第７９９号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字田中141番地38
債務者　武藤　忠晃
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８４７号
盛岡市東松園１丁目30番17―32号
債務者　池田　一裕
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８５２号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字田中120番地11
債務者　及川　佳洋
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８５４号
盛岡市山岸６丁目18番３号
債務者　髙橋　直樹
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８５５号
盛岡市山岸６丁目18番３号
債務者　髙橋　好江
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１８４９号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番３―301号
債務者　太田　昌子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５４号
仙台市若林区若林５丁目９番５―803号
債務者　小林　淳子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５５号
仙台市泉区根白石字平林屋敷２番地
債務者　中村　稲雄
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６０号
仙台市宮城野区五輪２丁目13番18―501号
債務者　西城　愛子
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
宮城県大崎市古川清水沢字田中３番地３
債務者　石川ますみ
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第５１号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮西67番地
債務者　橋本　弘一
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３４５号
福島県郡山市菜根３丁目15番16号　グルービーＭ１―106号
債務者　久保田麗子
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
福島県安達郡大玉村玉井字宮前６番地１
債務者　佐久間善輝
１　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
鳥取県倉吉市上余戸245番地３　市営上余戸住宅304号
債務者　山田　栄子（旧姓中井）
１　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１２３４号
広島市安佐南区長束西４丁目２番７号
債務者　石田リサこと　イシダエリザベスアズセナ
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２８号
広島市東区尾長東１―15―９―406、外国人登録証明書上の居住地広島市東区尾長東３丁目１番15―１号
債務者　山本信吉こと　徐　　洙詰
１　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
広島地方裁判所民事第４部